

中国の博物館条例

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

【目次】

はじめに

- I 博物館の概況
- II 博物館関係法規
 - 1 主な現行法規
 - 2 博物館管理規則
- III 博物館条例
 - 1 制定経緯
 - 2 構成
 - 3 主な内容

おわりに

翻訳：博物館条例

はじめに

中国では近年、経済発展に伴って博物館の数が飛躍的に増加し、その展示内容や運営形態も多様化している。中国政府は社会教育施設としての博物館の役割を重視し、博物館の健全な発展を重要な政策課題と位置付けている。博物館法制の整備もその課題の1つである。

中国に博物館法はまだない。博物館の管理運営に関しては、文化省の定める博物館管理規則⁽¹⁾に専ら依拠していた。2015年2月9日に国务院が公布し、同3月20日から施行された博物館条例⁽²⁾はその上位法である。これにより、博物館に対する法的規制だけでなく、博物館事業の発展に向けた法的基盤が強化されることになる。

本稿では、中国の博物館の概況、博物館関係法規、今回制定された博物館条例の主な内容について紹介し、あわせて博物館条例の全文を訳出する⁽³⁾。

(1) 「博物館管理办法」(2005年12月22日公布、2006年1月1日施行) 国务院法制办公室 <<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/bmgz/200512/20051200273197.shtml>> 以下、インターネット情報は2015年4月10日現在である。

(2) 「博物館条例」(2015年2月9日公布、同3月20日施行) 国务院法制办公室 <<http://www.chinalaw.gov.cn/article/xwzx/fzxw/201503/20150300398307.shtml>> 中国において「条例」は、中国の法体系の中で行政法規と呼ばれるもので、国务院(中央政府)が憲法及び法律に基づいて制定し、法律の細則等を定める。

(3) 中国の博物館の現況については、岡村志嘉子「【解説】中国における博物館の現状」日本博物館協会編『諸外国の博物館政策に関する調査研究報告書』(平成25年度文部科学省委託事業)2014, pp.45-48. <http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/chousa/_icsFiles/fieldfile/2014/10/10/1350085_01.pdf>、博物館条例の概要については、岡村志嘉子「【中国】博物館条例の制定」『外国の立法』263-1号, 2015.4, pp.18-19. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9218621_po_02630109.pdf?contentNo=1> 参照。

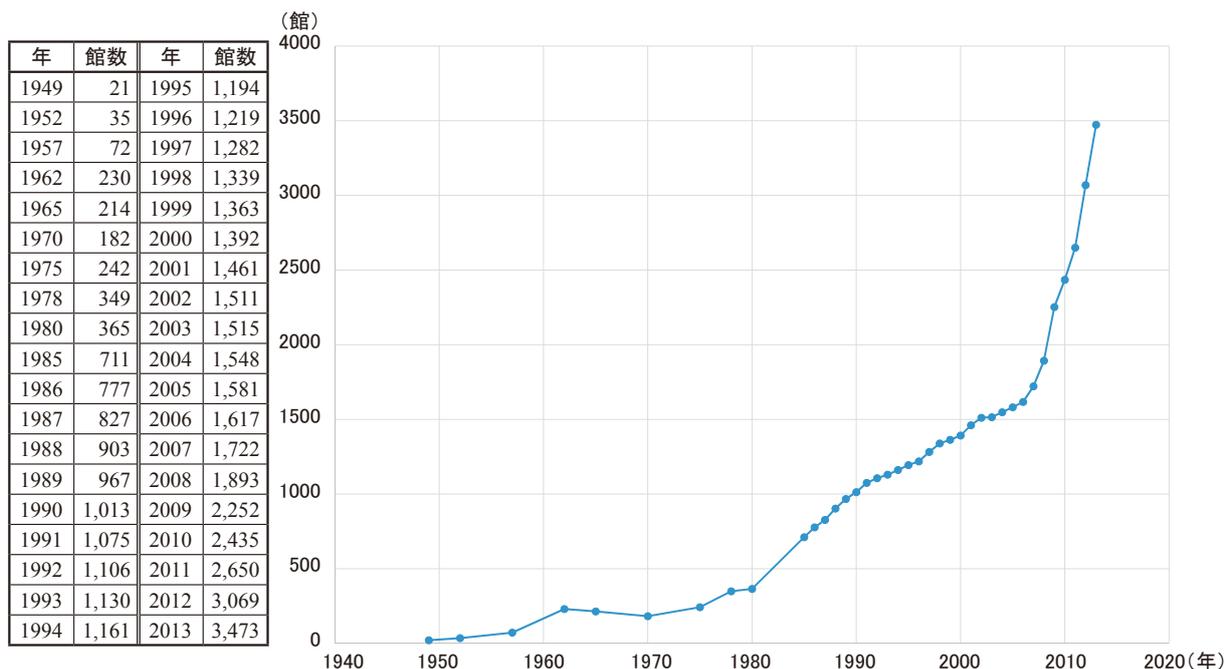
I 博物館の概況

中国の博物館総数は、改革開放政策の始まった1978年にはわずか349館であったが、それ以降急速に増加し、2013年には3,473館に達した。特に、2000年代半ば以降の増加が著しい。1949年の建国以来の博物館数の推移を示したものが図1である。

2013年における中国の博物館の概況は、次頁の表1のとおりである。近年、特に館種の多様化⁽⁴⁾、民営博物館の増加など、博物館事業の多面的な広がりが顕著になっている。中国政府もそれに関連した様々な振興策を打ち出している⁽⁵⁾。一方、市場経済化した中国社会の中で、博物館の事業内容の非営利性を確保し、その質を保証するための行政による管理監督体制については、まだ十分に整備されているとは言い難い状況である。

そのほか、中国で最近、博物館振興政策の1つの柱となっているのが入館無料化である⁽⁶⁾。2013年末現在、博物館全体の約80%に当たる2,780館で無料化が実施されている。無料化を推進するため、政府は必要な経費補助等を行っている。

図1 中国の博物館数の推移（1949～2013）



(出典) 中華人民共和國文化部編『中国文化文物統計年鑑 2014』国家図書館出版社, 2014, p.15 を基に筆者作成。

- (4) 最近増えているものとして、例えば、伝統的な民家や街並みを博物館として整備したものなどが挙げられる。
- (5) 例えば、民営博物館に関しては、2010年1月29日、国家文物局、民政部、財政省、国土資源省、文化省、国家税務総局等の関係省庁により、民営博物館振興策の拡充強化のための合同通達が出された。また、2013年には、民営博物館の水準向上を目的として、国有博物館が特定の民営博物館に対し、一対一の形で継続的に運営支援を行う仕組みも導入された。岡村 2014 前掲注(3), p.48。
- (6) 2008年1月23日、中国共産党中央宣伝部、財政省、文化省、国家文物局による合同通達「全国博物館、記念館の無料開放に関する通知」(「关于全国博物馆、纪念馆免费开放的通知」中宣发[2008]2号)が出され、それ以降、無料化推進のため各種の施策が講じられている。

表1 中国の博物館概況（2013年）

	館数 (館)	職員数 (人)	(内) 専門	収蔵品数 (万件)	参観者延べ人数 (万人)
			技術職		
総計	3,473	79,075	29,918	2,719	63,776
(内) 入館無料化実施済	2,780	58,809	23,651	1,959	51,114
分野別					
総合	1,415	33,293	15,194	1,330	22,980
歴史系	1,353	33,052	10,185	629	31,973
芸術系	234	4,048	1,601	174	2,481
自然・科学技術系	97	2,518	1,058	230	1,996
その他	374	6,164	1,880	353	4,343
所属行政級別					
中央	5	2,869	1,311	295	2,521
省級	119	11,392	5,478	779	7,443
地区級	800	24,699	10,310	618	22,273
県級	2,549	40,115	12,819	1,025	31,537
所管別					
文化財行政部門	2,745	66,263	25,933	2,163	52,756
その他の行政部門	423	8,758	2,943	223	8,937
民営	305	4,054	1,042	332	2,082

(出典) 中华人民共和国文化部編『中国文化文物统计年鉴 2014』国家图书馆出版社, 2014, pp.338-339 を基に筆者作成。収蔵品数及び参観者延べ人数の数値は、10,000 未満切捨て。

II 博物館関係法規

1 主な現行法規

博物館に関して、憲法及び文化財保護法に關係規定がある。また、行政法規⁽⁷⁾ レベルでは、文化財保護法実施条例、公共文化スポーツ施設条例等がある。その内容は次頁の表2のとおりである。

2 博物館管理規則

「はじめに」で述べたように、従来、博物館の管理運営に関しては、法律又は行政法規のレベルでは専門の法規がなく、文化省の定める博物館管理規則に専ら依拠していた。2005年12月22日公布、2006年1月1日施行の博物館管理規則の構成は、次のとおりである。

第1章：総則（第1条～第8条）、第2章：博物館の設置、年度審査及び廃止（第9条～第18条）、第3章：収蔵品管理（第19条～第25条）、第4章：展示及びサービス（第26条～第30条）、第5章：附則（第31条～第32条）。

(7) 行政法規については、前掲注(2)参照。

表2 中国の現行法規における主な博物館関係規定

種別	法規題名	条	条文	
憲法	憲法 (中华人民共和国宪法 2004.3.14 改正、同日公布・施行)	第22条	国は、人民に奉仕し、社会主義に奉仕する文学芸術事業、新聞・ラジオ・テレビ事業、出版・図書流通事業、図書館・博物館・文化館その他の文化事業を發展させ、大衆文化活動を展開する。 国は、名勝旧跡、貴重な文化財その他の重要な歴史文化遺産を保護する。	
法律	文化財保護法 (中华人民共和国文物保护法 2013.6.29 改正、同日公布・施行)	第10条 (第3項)	国有博物館、記念館、文化財保護単位等の事業収入は、専ら文化財保護のために用い、いかなる単位又は個人もそれを横領し、及び流用してはならない。	
		第24条	国有の移動不能な文化財は、譲渡し、及び抵当としてはならない。博物館及び保管所を設置し、又は參觀遊覧場所を開設する国有文化財保護単位は、企業資産として経営を行ってはならない。	
		第36条	博物館、図書館その他の文化財収蔵単位は、収蔵する文化財に対して、文化財等級の区分を行い、収蔵品の記録ファイルを設置し、厳格な管理制度を構築し、かつ、主管する文化財行政部門に届け出なければならない。	
		第47条	博物館、図書館その他の文化財収蔵単位は、国の関係規定に基づいて防火、盗難防止及び自然損壊防止の施設を整備し、所蔵文化財の安全を確保しなければならない。	
行政法規	文化財保護法实施条例 (中华人民共和国文物保护法实施条例 2013.12.7 改正、同日公布・施行)	第3条	国有の博物館、記念館、文化財保護単位等の事業収入は、次の各号に掲げる用途に用いなければならない。 ①文化財の保管、陳列、修復及び収集 ②国有の博物館、記念館及び文化財保護単位の修繕及び建設 ③文化財の安全警備 ④考古調査、実地探査及び発掘 ⑤文化財保護の学術研究及び広報・教育	
		公共文化スポーツ施設 条例 (公共文化体育设施条例 2003.6.26 公布、同 8.1 施行)	第1条	公共文化スポーツ施設の整備を促進し、公共文化スポーツ施設に対する管理及び保護を強化し、公共文化スポーツ施設の機能を十分に發揮させ、文化スポーツ事業を盛んにし、人民大衆が文化スポーツ活動を行うに当たっての基本ニーズを満たすため、この条例を制定する。
			第2条	この条例において公共文化スポーツ施設とは、各級人民政府又は民間が運営し、公衆に開放され文化スポーツ活動を行うために用いられる公益性の図書館、博物館、記念館、美術館、文化館（センター）、運動場（体育館）、青少年宮〔筆者注：青少年の課外活動施設〕、工人文化宮〔筆者注：労働者の余暇活動施設〕等の建築物、場所及び設備をいう。

(出典) 筆者作成。法規題名欄の()内は題名の中国語表記と公布日等。法規の原文は国務院法制弁公室ホームページ(<http://www.chinalaw.gov.cn/>)参照。法律は全国人民代表大会及び同常務委員会により制定されるもの、行政法規は国務院(中央政府)が憲法及び法律に基づいて制定するものである。

III 博物館条例

1 制定経緯

博物館管理規則の制定後、2007年には、博物館条例を5年以内に制定する方針が示されていた⁽⁸⁾。その方針よりやや遅れて、博物館条例は2015年2月9日に国務院令第659号として公布され、同3月20日に施行された。習近平政権に移行した2012年11月以降、新たに打ち出された文化体制改革の方針が、博物館条例には反映されている⁽⁹⁾。

(8) 岡村2014 前掲注(3), pp.45-46.

(9) 2013年11月12日に採択された習近平政権の今後5年間の政策方針を示す「改革の全面深化についての若干の重大問題に関する中国共産党中央の決定」は、文化体制改革の方針について、①文化管理体制の整備、②現代文化市場体系の確立、③現代公共文化サービス体系の構築、④文化開放水準の向上の4項目を掲げ、博物館についても具体的に言及している。「中共中央关于全面深化改革若干重大问题的決定」『新华月報』2013年第23期, 2013.12, pp.8-19 (中国政府網<http://www.gov.cn/jrzq/2013-11/15/content_2528179.htm>にも掲載)。

博物館の組織運営に関しては、公益事業体の運営合理化とサービス向上に関する政府の改革方針⁽¹⁰⁾に基づき、文化財保護、科学普及施設の管理、社会組織の登録管理等の関係法規の規定との整合性にも留意して規定が整備された。

2 構成

博物館条例の構成は、次のとおりである。

第1章：総則（第1条～第9条）、第2章：博物館の設置、変更及び廃止（第10条～第16条）、第3章：博物館の管理（第17条～第27条）、第4章：博物館の社会サービス（第28条～第38条）、第5章：法的責任（第39条～第44条）、第6章：附則（第45条～第47条）。

博物館管理規則と比較して、博物館の管理や社会サービスに関する規定が拡充されたほか、具体的な罰則規定も盛り込まれた。

3 主な内容

博物館条例で注目される主な規定の内容を、以下に紹介する。

(1) 博物館の定義と分類

博物館条例では、「教育、研究及び鑑賞を目的とし、人類活動及び自然環境の証拠物を収蔵し、保護し、及び公衆に向けて展示し、登録管理機関による法に基づく登録を経た非営利組織」を博物館と定義する（第2条第1項）。

また、博物館は、国有資産を主に利用する国有博物館⁽¹¹⁾と、非国有資産を主に利用する非国有博物館の2種類に区分され（同第2項）、設置条件、専門技術資格の認定、財政・税制措置等において両者を公平に扱うことが明記された（同第3項）。

従来、文化財保護法等では、国有博物館以外の民営等の博物館の取扱いについて明確な規定がなく、十分な管理が行われてこなかった。博物館条例では、全ての博物館を国有・非国有のいずれかに位置付け、その全てが適用対象であることを明記している。

(2) 博物館事業の促進

国は、博物館事業発展計画を制定するとともに、企業や民間団体等による博物館の新設も奨励する（第4条）。博物館の設置者は、その運営経費を確保しなければならず、基金設置や自主的な資金調達も奨励される（第5条）。また、博物館は税制上の優遇措置を受ける（第6条）。

(3) 管理運営

博物館の設置に当たっては定款を定め、理事会による組織管理の体制等を整備しなければならない（第11条）。博物館は、収蔵する文化財に関する商業活動が禁止され、その他の商業活動も、当該博物館の運営趣旨に違反するものや参観者の利益を損なうものは禁止される（第19条）。収蔵品に関しては、入手経路が不明又は非合法的なものを取得してはならず（第21条）、安全管理に責任を持たなければならない（第23条、第24条）。博物館の事業活動に対する評価も行われる（第38条）。

(4) 展示内容の管理とサービス拡充

展示のテーマとその内容については、「憲法の定める基本原則並びに国の安全と民族団結の維持、愛国主義の発揚、科学精神の提唱、科学知識の普及、優秀な文化の伝播、良好

(10) 「中共中央国务院关于分类推进事业单位改革的指导意见」（2011年3月23日）中国政府网〈http://www.gov.cn/gongbao/content/2012/content_2121699.htm〉参照。

(11) 中央・地方政府機関等の所管する博物館がこれに該当する。

な気風の醸成、社会調和の促進及び社会文明の進歩の推進の求めに合致するものでなければならぬ」ことが明記された（第30条）。陳列展示については事前の届け出が求められ、政府による指導監督が行われる（第31条）。

サービス拡充に関しては、国の法定祝祭日と学校の冬季・夏季休暇期間中の開館（第29条）、展示解説の充実（第30条、第32条）、学校教育との連携強化（第35条）等が義務付けられた。無料化の推進とそのための財政的な支援についても明記されている（第33条）。

おわりに

2015年1月14日、中国共産党中央弁公庁と国務院弁公庁の合同通達「現代公共文化サービス体系の構築加速に関する意見」⁽¹²⁾が公表された。それから間もなく公布された博物館条例は、現在中国政府が文化政策の重点課題と位置付けている公共文化サービス体系の整備拡充のための法整備の一環である。博物館条例施行日の3月20日には、今後の博物館整備についてのより具体的な指標を示す「博物館条例の執行貫徹に関する実施意見」が国家文物局から出されている⁽¹³⁾。

一方で、博物館条例には展示内容の管理強化に関する規定が含まれ、「陳列展示のテーマ及び内容が劣悪な影響をもたらしたとき」は取締りの対象となることも明記されている（第39条）。商業主義や低俗化を防止し博物館の質的向上を図る目的もあり、一概に思想統制の強化とのみ解釈すべきではない。しかし、「劣悪な影響」という抽象的な規定が今後どのように運用されるのか、注視していく必要があると思われる。

（おかむら しがこ）

(12) 「中共中央办公厅、国务院办公厅印发《关于加快构建现代公共文化服务体系的意见》（全文）」中国政府网〈http://www.gov.cn/xinwen/2015-01/14/content_2804250.htm〉末尾の添付文書「国家基本公共文化サービス指導基準（2015-2020）」で、博物館に関する達成目標として、①公共博物館（文化財建築及び遺跡を除く）の無料化と基本サービス項目の完全実施、②未成年者、高齢者、現役軍人、障害者及び低所得層に対する文化財建築及び遺跡博物館の入場料減免、文化遺産の日の入場無料化、③国の関係基準に基づく計画的な公共博物館の施設整備実施等を定めている。

(13) 「国家文物局印发《关于贯彻执行〈博物馆条例〉的实施意见》」国家文物局〈http://www.sach.gov.cn/art/2015/3/20/art_722_117706.html〉例えば、①博物館の展示室の面積は展示規模に応じたものとし、原則として館舎延床面積の40%又は400平方メートルを下回ってはならない、②博物館の収蔵品は、原則として300件を下回ってはならない、③博物館は当該関係領域の専門知識と一定の博物館業務経験があり、職務上の処分を受けた記録のない専任の館長又は副館長を置かなければならない等の指標が示されている。

博物館条例

博物館条例

(中華人民共和国国务院令第 659 号 2015 年 2 月 9 日公布 同年 3 月 20 日施行)

国立国会図書館 調査及び立法考査局

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子 訳

【目次】

- 第 1 章 総則 (第 1 条～第 9 条)
- 第 2 章 博物館の設置、変更及び廃止 (第 10 条～第 16 条)
- 第 3 章 博物館の管理 (第 17 条～第 27 条)
- 第 4 章 博物館の社会サービス (第 28 条～第 38 条)
- 第 5 章 法的責任 (第 39 条～第 44 条)
- 第 6 章 附則 (第 45 条～第 47 条)

第 1 章 総則

第 1 条

博物館事業の発展を促進し、博物館の機能を発揮させ、精神文化に対する国民の要求を満足させ、国民の思想道徳及び科学文化の素質を向上させるため、この条例を制定する。

第 2 条

この条例において博物館とは、教育、研究及び鑑賞を目的とし、人類活動及び自然環境の証拠物を収蔵し、保護し、及び公衆に向けて展示し、登録管理機関による法に基づく登録を経た非営利組織をいう。

博物館は、国有博物館及び非国有博物館を含む。国有資産を利用又は主に利用して設置した博物館を国有博物館とし、非国有資産を利用又は主に利用して設置した博物館を非国有博物館とする。

国は、博物館の設置条件、社会サービスの提供、管理・規制、専門技術資格の評価認定、財政・税制上の支援政策等において、国有及び非国有博物館を公平に取り扱う。

第 3 条

博物館が社会サービスを展開するに当たっては、人民に奉仕し社会主義に奉仕するという方向性及び実際に即し生活に即し大衆に即するという原則を堅持し、人民大衆の精神文化生活を豊かなものにしなければならない。

第 4 条

国は、博物館事業発展計画を制定し、博物館体系を完全なものとする。

国は、企業、事業体、社会团体及び国民等の民間部門が法に従い博物館を設置することを奨励する。

第 5 条

国有博物館の正常な運営に係る経費は、当該級財政予算に組み入れる。非国有博物館の設置者は、博物館の正常な運営に係る経費を確保しなければならない。

国は、博物館の経費を提供するために公益性の基金を設置することを奨励し、博物館が多様な経路を通じて資金を調達し自館の発展を促進させることを奨励する。

第6条

博物館は、法に従い税制上の優遇措置を受ける。

法に従い博物館を設置し、又は博物館に寄附を行う者は、国の関係規定に基づいて税制上の優遇措置を受ける。

第7条

国の文化財主管部門は、全国の博物館の監督管理業務に責任を負う。国务院のその他の関係部門は、各職責の範囲内において関係する博物館管理業務に責任を負う。

県級以上の地方人民政府の文化財主管部門は、当該行政区域の博物館の監督管理業務に責任を負う。県級以上の地方人民政府のその他の関係部門は、各職責の範囲内において当該行政区域内の関係する博物館管理業務に責任を負う。

第8条

博物館の事業者団体は、法に従い事業に係る自主規範を制定し、会員⁽¹⁾の合法的な権利利益を守り、会員の業務活動を指導及び監督し、博物館事業の健全な発展を促進しなければならない。

第9条

博物館事業に著しい貢献のあった組織又は個人に対しては、国の関係規定に基づいて表彰及び報奨を行う。

第2章 博物館の設置、変更及び廃止

第10条

博物館の設置に当たっては、次の各号に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) 固定した施設所在地並びに国の規定に合致した展示室及び収蔵品保管場所
- (2) 相応の数量の収蔵品及び必要な研究資料があり、かつ、陳列展示体系が形成可能であること。
- (3) 当該博物館の規模及び機能に適応した専門技術要員
- (4) 必要な運営資金及び安定した運営経費の資金源
- (5) 参観者の人身の安全を確保する施設、制度及び緊急対応マニュアル

博物館の建物の建設は、建物の新築と現有建築物の改築を組み合わせることを重視し、著名人旧宅及び工業遺産等を博物館の建物に利用することを奨励する。建物の新築及び改築においては、収蔵品の展示陳列及び保管に充てる面積の総面積に占める割合を高めなければならない。

第11条

博物館の設置に当たっては、定款を定めなければならない。博物館定款は、次の各号に掲げる事項を含まなければならない。

- (1) 博物館の名称及び施設所在地
- (2) 運営趣旨及び業務範囲
- (3) 理事会又はその他の形式の意思決定機関の選出方法、人員構成、任期及び議事規則等を含む組織管理制度
- (4) 収蔵品の展示、保護、管理及び処置に係る規則

(1) 中国語原文は「会員」。事業者団体の構成員を指す。

- (5) 資産の管理及び使用に係る規則
- (6) 定款改正手続
- (7) 廃止手続及び廃止後の資産の処理
- (8) その他定款で定める必要のある事項

第12条

国有博物館の設置、変更及び廃止は、事業体の登録管理に関する法律及び行政法規⁽²⁾の規定に基づいて処理し、かつ、施設所在地の省・自治区・直轄市人民政府の文化財主管部門に届け出なければならない。

第13条

収蔵品が古生物・化石に該当する博物館にあつては、その設置、変更及び廃止は、古生物・化石の保護に関する法律及び行政法規の規定を遵守し、かつ、施設所在地の省・自治区・直轄市人民政府の文化財主管部門に届け出なければならない。

第14条

収蔵品が古生物・化石に該当しない非国有博物館を設置する者は、施設所在地の省・自治区・直轄市人民政府の文化財主管部門に届け出を行い、かつ、次の各号に掲げる資料を提出しなければならない。

- (1) 博物館定款案
- (2) 建物の所有権又は使用権の証明書、展示室及び収蔵品保管場所の環境条件が展示、保護及び管理上の必要性に合致していることを論証する資料
- (3) 収蔵品目録、収蔵品概要説明及び収蔵品の入手経路が合法的であることの説明
- (4) 出資証明書又は資金検査報告
- (5) 専門技術要員及び管理要員の基本的状況
- (6) 陳列展示計画

第15条

収蔵品が古生物・化石に該当しない非国有博物館を設置する者は、関係登録管理機関において法に従い法人登記手続を行わなければならない。

前項に定める非国有博物館の変更及び廃止は、関係登録管理機関において法に従い変更登記及び抹消登記を行い、かつ、施設所在地の省・自治区・直轄市人民政府の文化財主管部門に届け出なければならない。

第16条

省・自治区・直轄市人民政府の文化財主管部門は、当該行政区域において届け出のあつた博物館の名称、所在地、連絡先及び主な収蔵品等の情報を速やかに公表しなければならない。

第3章 博物館の管理

第17条

博物館は、法人統治の仕組みを完全なものとし、組織管理に関する制度を整備しなければならない。

(2) 法律は、全国人民代表大会及び同常務委員会により制定されるもの。行政法規は、國務院（中央政府）が憲法及び法律に基づいて制定し、法律の細則等を定めるもので、「〇〇条例」と称するものが多い。

第 18 条

博物館の専門技術要員は、国の関係規定に基づいて専門技術資格の評価認定を行う。

第 19 条

博物館が法に従い管理し及び使用する資産は、いかなる組織又は個人もこれを横領してはならない。

博物館は、文化財等の収蔵品に関する商業活動に従事してはならない。博物館がその他の商業活動に従事するときは、当該博物館の運営趣旨に違反してはならず、また、参観者の利益を損なってはならない。博物館がその他の商業活動に従事するに当たっての具体的な規則は、国の文化財主管部門が制定する。

第 20 条

博物館が寄贈を受けるときは、法律及び行政法規の関係規定を遵守しなければならない。

博物館は、法に従い運営者又は寄贈者の氏名又は名称を博物館の建物又はその他の施設に名付けることができる。非国有博物館は、さらに、法に従い運営者又は寄贈者の氏名又は名称を博物館の館名とすることができる。

第 21 条

博物館は、購入、寄贈受理、法に基づく交換等、法律及び行政法規に定める方法を通じて収蔵品を取得することができ、入手経路が不明又は非合法的な収蔵品を取得してはならない。

第 22 条

博物館は、収蔵品の帳簿及び記録ファイルを整備しなければならない。収蔵品が文化財に該当するものは、文化財等級で区分し、文化財記録ファイルを単独で作成し、厳格な管理制度を整備し、かつ、文化財主管部門に届け出なければならない。

前項の規定に基づく帳簿及び記録ファイルの構築がまだ行われていない収蔵品は、交換又は貸出しをしてはならない。

第 23 条

博物館の法定代表者は、収蔵品の安全に対して責任を負う。

博物館の法定代表者及び収蔵品管理者は、離任前に収蔵品の移管手続を完了しなければならない。

第 24 条

博物館は、収蔵品に対する安全管理を強化し、収蔵品の安全を確保する設備及び施設に対し定期的に検査及び保守を行い、その正常な運営を保証しなければならない。貴重な収蔵品及び破損しやすい収蔵品は、専用保管庫又は専用設備を設置して保存し、かつ、専任者が保管に責任を負わなければならない。

第 25 条

博物館の収蔵品であって、国有文化財及び非国有文化財の中の貴重文化財及び国が国外持出しを禁ずるその他の文化財に該当するものは、国外に持ち出してはならず、外国人に対し譲渡し、貸し出し、又は担保としてはならない。

国有博物館の収蔵品であって文化財に該当するものは、他の組織又は個人に対して贈与し、貸し出し、又は販売してはならない。

第 26 条

博物館の廃止に当たっては、非営利組織関係の法律及び行政法規の規定に基づいて収蔵品を処理しなければならない。収蔵品が国が売買を禁ずる文化財に該当するときは、

文化財保護関係の法律及び行政法規の規定に基づいて処理しなければならない。

第 27 条

博物館の収蔵品であって文化財又は古生物・化石に該当するものは、その取得、保護、管理、展示、処置及び国境を越えた持出し・持込み等において、それぞれ文化財保護及び古生物・化石保護関係の法律及び行政法規の規定も遵守しなければならない。

第 4 章 博物館の社会サービス

第 28 条

博物館は、登録証書を取得した日から 6 か月以内に一般公開しなければならない。

第 29 条

博物館は、公衆に対し、具体的な開館時間を公告しなければならない。国の法定祝祭日及び学校の冬季・夏季休暇期間においては、博物館は、開館しなければならない。

第 30 条

博物館が陳列展示を行うときは、次の各号に掲げる規定を遵守しなければならない。

- (1) テーマ及び内容が憲法の定める基本原則並びに国の安全と民族団結の維持、愛国主義の発揚、科学精神の提唱、科学知識の普及、優秀な文化の伝播、良好な気風の醸成、社会調和の促進及び社会文明の進歩の推進の求めに合致するものでなければならないこと。
- (2) 運営趣旨に適応し、収蔵品の特色を際立たせること。
- (3) 適切な技術、材料、技巧及び表現手法を使用し、形式と内容の調和及び統一が取れていること。
- (4) 展示品は原資料を主とし、複製品及び模倣品を使用するときは、それを明示すること。
- (5) 多様な形式を用いて科学的で正確かつ生き生きとした文字説明及び解説サービスを提供すること。
- (6) その他法律及び行政法規の関係規定

陳列展示のテーマ及び内容が未成年者に不適切であるときは、博物館は、未成年者を受け入れてはならない。

第 31 条

陳列展示を行う博物館は、陳列展示を開始する日の 10 営業日前までに、陳列展示のテーマ、展示品の説明、解説文等を陳列展示開催地の文化財主管部門又はその他の関係部門に届け出なければならない。

各級人民政府の文化財主管部門及び博物館の事業者団体は、博物館の陳列展示に対する指導及び監督を強化しなければならない。

第 32 条

博物館は、適当な専門要員を配置し、異なる年齢層の未成年者の理解能力に応じて解説を行わなければならない。学校の冬季・夏季休暇期間においては、条件の整った博物館は、学生の特徴に合わせた陳列展示企画を追加しなければならない。

第 33 条

国は、博物館が公衆に対し無料開放することを奨励する。県級以上の人民政府は、公衆に対する無料開放を実施している博物館に、必要な経費補助を行わなければならない。

博物館が無料開放をまだ実施していないときは、入館料、有料項目及びその基準は、

国の関係規定に基づいて実施し、かつ、料金徴収地点の目立つ位置においてそれを公表しなければならない。

博物館が無料開放をまだ実施していないときは、未成年者、成人の学生、教師、高齢者、障害者及び軍人等に対し無料又はその他の優待を実施しなければならない。博物館が実施する優待項目及びその基準は、公告しなければならない。

第 34 条

博物館は、自館の特徴及び条件に基づき、現代化された情報技術を用い、形式が多様で活気のある社会教育及び社会サービスの活動を展開し、コミュニティ文化建設及び対外文化交流・協力に参画しなければならない。

国は、博物館が収蔵品の内面的価値を掘り起こし、文化クリエイティブ及び観光等の産業と結合し、派生製品を開発し、博物館の発展能力を増強することを奨励する。

第 35 条

国務院教育行政部門は、国の文化財主管部門と共同し、博物館資源を利用した教育及び社会実践活動の展開に係る政策及び対策を制定しなければならない。

地方各級人民政府の教育行政部門は、学校がカリキュラムと授業計画を結合し、学生を組織して博物館での学習実践活動を行うことを奨励しなければならない。

博物館は、学校が行う各種の教育・授業関連活動に対し、支持及び援助を提供しなければならない。

第 36 条

博物館は、収蔵品の優位性を発揮し、関係する専門領域の理論及び応用についての研究を展開し、業務水準を向上させ、専門人材の成長を促進しなければならない。

博物館は、高等教育機関、研究機関及び専門家等の行う研究業務のために支持及び援助を提供しなければならない。

第 37 条

公衆は、博物館の展示品、施設及び環境を大切に守らなければならない。博物館の展示品及び施設を損壊してはならない。

第 38 条

博物館の事業者団体は、博物館における教育及びサービス並びに収蔵品の保護、研究及び展示の水準に基づいて、博物館に対する評価を行うことができる。具体的な規則は、国の文化財主管部門がその他の関係部門と共同して制定する。

第 5 章 法的責任

第 39 条

博物館が入手経路の不明若しくは非合法的な収蔵品を取得し、又は陳列展示のテーマ及び内容が劣悪な影響をもたらしたときは、省・自治区・直轄市人民政府の文化財主管部門又は関係登録管理機関が業務分担に基づき是正を命じ、違法所得がある場合には、違法所得を没収し、あわせて違法所得の 2 倍以上 5 倍以下の過料に処する。違法所得がない場合には、5 千元以上 2 万元以下⁽³⁾の過料に処する。情状が重いときは、登録管理機関が登録を取り消す。

(3) 1 元は約 19.4 円 (2015 年 4 月分報告省令レート)。

第 40 条

博物館が文化財の収蔵品に関する商業活動に従事したときは、工商行政管理部門が文化財保護関係の法律及び行政法規の規定に基づいて処罰を行う。

博物館が文化財以外の収蔵品に関する商業活動に従事し、又はその他の商業活動に従事し、当該博物館の運営趣旨に違反し、及び参観者の利益を損なったときは、省・自治区・直轄市人民政府の文化財主管部門又は関係登録管理機関が業務分担に基づき是正を命じ、違法所得がある場合には、違法所得を没収し、あわせて違法所得の2倍以上5倍以下の過料に処する。違法所得がない場合には、5千元以上2万元以下の過料に処する。情状が重いときは、登録管理機関が登録を取り消す。

第 41 条

博物館が登録証書を取得した日から6か月以内に一般公開せず、又はこの条例の規定に基づいて無料若しくはその他の優待を実施しないときは、省・自治区・直轄市人民政府の文化財主管部門が是正を命ずる。是正を拒んだときは、登録管理機関が登録を取り消す。

第 42 条

博物館が価格に関する法律及び行政法規の規定に違反したときは、施設所在地の県級以上の地方人民政府の価格主管部門が法に従い処罰を行う。

第 43 条

県級以上の人民政府の文化財主管部門又はその他の関係部門及びその職員であって、職務怠慢、職権濫用、情実による不正又は職務上の便宜を利用して他人の財物を要求若しくは收受する行為があったときは、当該級人民政府又は上級機関が是正を命じ、通報批判処分とする。直接責任を負う主管者及びその他の直接の責任者に対しては、法に従い処分を行う。

第 44 条

この条例に違反し、犯罪を構成するものは、法に従い刑事責任を追及する。

第 6 章 附則**第 45 条**

この条例にいう博物館は、科学技術の普及を目的とする科学普及施設を含まない。

第 46 条

中国人民解放軍所属の博物館は、軍隊の関係規定に基づいて管理を行う。

第 47 条

この条例は、2015年3月20日から施行する。

出典

・「博物館条例」 国务院法制办公室 <<http://www.chinalaw.gov.cn/article/xwzx/fzxw/201503/20150300398307.shtml>>

(おかむら しがこ)